

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成29年10月18日（水）午後2時30分

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員（五十音順）

岡崎紀子委員，上村茂仁委員，志田原信三委員，清板芳子委員，高崎和美委員，高橋典久委員，田仲信介委員，野口正行委員，平松敏男委員，前川真一郎委員，山本忠司委員

2 オブザーバー

高田禎子事務局長，前田直之首席家裁調査官，奥田裕首席書記官，高瀬雄二事務局次長，酒井仁美主任家裁調査官

3 事務担当者

南森弘三総務課長，林隆也総務課課長補佐

第4 議事の要旨

1 開会

2 所長挨拶

3 新任委員等挨拶

4 報告

総務課長より，前回の意見交換のテーマ（成年後見制度の利用促進について）に関する報告として，10月26日に岡山弁護士会と共催で成年後見制度の概要及び利用促進の取組について説明等を行う予定であること，成年後見制度の利用促進に関し，7月11日及び10月3日に岡山県及び専門職団体との意見交換，8月24日に岡山県が県内の市町村を対象に開催した説明会，9月19日に岡山市や倉敷市，専門職団体との意見交換などに参加しているところであり，家庭裁判所として今後も成年後見制度利用促進基本計画の趣旨が実現されるような取組に参加する意向であることを説明した。

5 意見交換等

「家庭裁判所調査官の仕事や他の機関との連携について」をテーマに、別紙のとおり
の意見交換が行われた。

6 次回の期日の決定、意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

平成30年3月9日（金）午後2時30分

(2) 意見交換事項（テーマ）

家庭裁判所の庁舎設備について

7 閉会

(別紙)

岡山家庭裁判所委員会議事概要

◎委員長，○委員（委員長を除く。（ ）は，家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。），△事務担当者，□オブザーバー）

◎

今，話がありましたように，調査官は非常に多岐な仕事をしておりまして，家裁にとってはなくてはならない存在であります。そういった家裁調査官について，良い人材を確保していくということは，家裁にとっても非常に重要なテーマになっております。家裁調査官の良い人材を確保していくためにはどうしたらいいかという点，それに限らず，家裁調査官は皆様方からどう見えているのかという点についても御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○A（1）

少年事件について，裁判所が判断した後，その子が立ち直るためにはフォローがすごく大事なんだと思うんですけど，家裁調査官はどの辺りまで関わるのかお伺いしたいんです。

□

御質問ありがとうございます。

今の御質問につきまして，基本的には，少年の処遇が決定するまでが調査官，家庭裁判所としての関わりになります。少年の処遇には，保護処分という形で，保護観察であったり，少年院送致であったり，あるいはそういった処分に付さずに，不処分という形であったり，何らかのその非行に対する処分の決定までが，家庭裁判

所として関わるところとなっております。ですので、基本的には、そこまでの処分の決定のための調査で関わるということにはなるのですけれども、ただ、やはり、その決定した処分を受けてその子がどういうふうに変ったのかというところは、調査官が、もちろん裁判官もですけれども、家庭裁判所としては気になっているところですし、その効果がどうだったのかということを確認をすることは必要なことだというふうに考えておりますので、必要に応じて、裁判官と調査官がそれぞれあるいは一緒に、処遇を受けている少年院ですとか、あとは児童自立支援施設さんにお邪魔をして、少年と面接をさせていただいたり、あとは、先生方とお話を伺ったりということをしております。その中で、その処遇の効果がどれだけ上がっているのかというところを確認をしたりしております。もしもその先生方から、こういったことをちょっとアドバイスしてほしいというような要望がありましたら、その少年との面接の中で、少し励ましたり、アドバイスをしたり、場合によっては、叱ってほしいと言われたときには叱ったりというような働きかけを、施設の職員の方の要望の範囲でさせていただくということがございます。

○A (1)

結局、少年審判の場合は、その審判に至るまでの過程、それから、その後のフォローというか、その過程を一番よく把握して、そして一番よく働きかける、それができる仕事というのは、家庭裁判所調査官しかないように聞こえますし、実際にその子供の心理に関する情報がなければ、正しい審判も出せないでしょうから、そう考えれば、胸を張って、一番大事な仕事なんだと言って、私たちがいなければ何も回らないんだと言ってもいいんじゃないかというふうに思うんですが、言い切ってよろしいですね。

□

そう評価していただければ、ありがたいと思っております。

役割分担をして少年を支えていると思っております。基本的には、調査官も一番大事な役割は、少年本人にとって一番効果的な処遇は何かということを見極めることだと思っております。その後は処遇機関にお任せすることになるのですが、引き続き関心を持ちながら、協力しながら、少年を支えていくということはさせていただけたらと思っております。

○A（1）

そんなこと、この人数ではできないですね。

○B（1）

私もさっきA委員が言われたことが非常に気になっています。例えば、病院で言うと、要するに、今日すぐに治療して、治ったから後よろしくと行って、ぽんと放り出してたらいいかといえ全然そういうことはなくて、その後のフォローがかなり大変ですね。少年の中には、やっぱりその後のフォローに力が必要な人がいるのかなという感じがしまして、そのアフターフォローについて、今の連携の体制で、どのくらい十分なんだろうとか、人によってフォローが難しい場合に、家裁調査官のフォローアップがあった方がいいんじゃないかと思うこともあるんですが、実際に仕事をされる中でどのように思われてるのでしょうか。

□

フォローアップは大切なことだと思うんですが、先ほど御説明したとおり、フォローアップ自体は極めて例外的な役割になっているというふうに考えております。先ほど御説明したのは同行視察なんですけれども、これは保護処分になった者に対しては、家庭裁判所はその成り行きを見守るということになっていまして、多くの事件は保護処分に付さないで、審判を介してであるとか不処分であるとか、保護処分にする必要はないという判断がされた後のことなんですけれども、その後のフォロ

ーアップにつきましては、端的に言ってしまえば、再非行が発生して初めてその状況が分かるということになります。そういう意味で、必ずしも十分なフォローアップができているとは言えないんじゃないかと思っておりますけど、これはそれぞれの機関の性質といいますか、そういうところから来る限界ではないかなと思っております。

○B（1）

家裁で全てをやれという話ではなくて、制度的に溝みたいなものがあるんだとしたら、すぐにどうとはならないにしても、今ここが必要じゃないかというあたりにコンセンサスを入れていくとか、そういうことが必要なのかなと思いましたが、その点について、どのような認識を持ってらっしゃるのかということを知りたいんですけどね。

○C（2）

今の点ですけれども、裁判所としてはフォローしていないとはっきり言われたほうが良いと思うんです。私の経験だと、非行少年については裁判所がフォローをしてくれたということはないと思うんですね。鑑別所とか少年院とか、そういうところではあるかもしれませんが、裁判所は無理なんだろうと思うんです。そういう認識のもとに動かないと、間違った認識になるのかなという気はしたんですけどね。

○D（2）

実は私も同じ感覚なんですけど、先ほどの少年院で処遇ケース検討会に参加されるという話は知らなかったもので、どういうケースのときに、何をきっかけに、どういう立場で行かれることがあるのか、年に何回ぐらいあるのかななどを、ちょっと数値的に知りたいなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

□

この処遇検討会は、少年院のほうが決めて連絡してきますので、どの少年についても必ずあるとか、複数回あるとか、1回限りであるとか、それは本当に千差万別であるかなと思っています。何回もあるわけではなく、一度あるかないだと思えます。集まるのはそのケースの関係機関で、少年の社会復帰に向けてどのように働きかけていけばいいのかという点について話し合っています。

○D（2）

ということは、このケース検討会が行われるようなケースというのは、結構重大な事件で、その後、その少年院等で、結構長期に処遇したけれども、いよいよ出院するにあたって、大きな困難があるようなケースに限られているということでしょうか。

□

そういうケースが多いですね。難しい事件や社会の注目を集めたような事件とかですね。

○E（1）

先ほど、処遇が決まるまでというお話でしたが、調査官が調査を受命して少年の処遇が決まるまでの期間は事件によって様々だと思うんですが、調査官として少年自身と接点を持つ期間ですが、それは長い場合にはどれくらい、短い場合にはどれくらい、どれくらいの長さを越えてはならないという決まりがあるとか、それはどのようになっていますか。

□

そうですね。長く関わるのは試験観察をする場合になるかと思います。期間の定

めが厳格にあるものではないのですが、ただ、家庭裁判所が少年に関わっている期間というのは、ある意味処遇が決まっていない期間ということなので、少年を宙ぶらりんな状況に置いてしまうということにもなるので、その期間はあまり長くならないほうが良いというふうに考えています。ですので、試験観察をした場合であっても、先ほども御説明の中で三、四か月というふうに申しあげましたけれども、大体、そのくらいの期間で処遇についての見極めをして、裁判官に意見を上げるということを考えております。

短いケースでは、例えば初めて裁判所に来て、万引きですとか自転車を盗んでしまったというようなケースで、あまり計画的に面接をしなくても、大体基本的な働きかけや処分の見極めができる場合には、大体1か月程度で意見を出すようにしております。

○E（1）

その三、四か月に至るようなケースというのは、比較的調査しなくてはならないことがたくさんあって、かつ複雑であるということですよ。

□

そうですね、試験観察をするケースというのは、やはりどのような働きかけをしたら少年が変わるのかということについて、継続的に面接をした上で判断をしたほうが良いケースということになりますので、問題が単純ではなくて、複雑な要因が絡まっている事件ということになってくると思います。

○E（1）

逆に三、四か月付き合うことができるというふうに考えていいですよ。

□

はい。試験観察の期間は関わるができる期間ということになります。

○E (1)

そうであれば、その間に、例えば課題を与えたことが守れるかとか、約束したことが守れる子になったかとかということだけではなくて、調査官という人の心理をしっかりと専門的に学んだ、いわばカウンセラーのような存在が、それまでいろいろな傷つきや背景があって事件を起こしている少年と三、四か月をともにできるのであれば、この調査官との出会いというのは、少年にとって、ものすごく大切な人間的な出会いをして、そしてケアをしてもらえる、そういう期間だと思うんですね。その面接に調査官が関わることによって、本人の気持ちを聞き出してあげられるような、あるいは気持ちが解放できるような、そういう出会いを重ねるということこそが、少年にとってはすごく重要なタイミングかなというふうな気がするんですよ。

ですから、その事件の事実とか、どのような審判をするのがよいかのための情報集め、あるいはアセスをするというだけじゃなくて、その期間を治療や教育に活用しようという意識が重要なのかなというふうに思うんですね。その期間に少年が、そういう人との出会いの意味をどれくらい自分のものにできる子かということこそが、その後の審判の在り方も決めると思いますし、審判後のその少年の成長とか社会人としての生き方を予測させてくれるものにもなってくると思うので、それは審判にも有効に生かせるんじゃないかなと思いますね。三、四か月というと、そういう治療的というか教育的というか、そのような視点を持てる、例えば臨床相談にガイドさんが来て治療が終結するという場合もあるくらいの時間ですから、そういう視点も大事だなというふうに感じます。

○C (2)

今の点は重要なところなんですけれども、調査官が果たして治療なりケアなり、

そういうことをやる職業なのかなということですが、僕は違うと思っているんですよ。三、四か月でできるわけがないと思っているし、だから間違いがないように事実を調査して裁判官に告げて、それで判断してもらうのが仕事だろうというふうに感じているんですが、その辺はどうなんですかね。

□

難しいところではあるのですが、ただ試験観察そのものは単に約束が守れたとか、定められた期間が平穩に経過するとかいうことではなくて、いろいろ課題を与えたりする中で、昔から言われてきているところですけども、いろんな試薬を投ずる形でそれを試してみても、どういうふうな反応があるかといったような、動的なかわりを持つものであるというふうに言われていまして、その結果として治療的なことが生じるということはあるのかなと思っているところです。ただ、目的として治療的なかわりをするために試験観察をするというところは、ちょっと制度が予定しているところではないのかなというふうに思っているところでございます。

○E (1)

治療的なかわりをするという点ですが、調査官という名前が示すように治療者ではないですから、やはり正しい、その子にとってあるべき審判が出るようにするための情報を十分に集めて提供できる役割だと思うんですね。その中に、瞬間をカメラで撮るようなもので、子供が判断できるというのではなくて、調査官という一人の人間がかかわる、そのかわりに対して、どう反応できる子なのか。かわりが深まると、それをどのように自分の持ち味に組み込んで自分を立て直していける子なのかというような、そのようなこと自体があたりのデータだと思うんですね。よい審判をするための大事なデータだと思いますので、それで結果的に治療的なものと、人がかわることによって人がどう変わっていくかというようなことですので、かわることによって悪くしてみるということはずないわけで、かわることによ

って、人間としてのよい底力をどう出せるかということを見るという意味において、結果的に治療的なものにもなるのではないかなというふうに思っています。

○C (2)

私が考えたのはそのとおりなんですよ。だから処遇がはっきり決められない段階で、試験観察を例外的にやるんですよ。ですから3か月だったら3か月、その様子を見るわけですよ。その子がこれから立ち直れるかどうか、それは恐らく調査官とか裁判官が見て、それで決定を出すんですよ。だからそれはそれで重要なことなんです。ただそれはあくまでも治療のためかという点、ちょっと違うんじゃないかなという、そういう意味です。

○D (2)

質問なんですけど、今、E委員さんが言われたようなことは大事なポイントだとは思いますが、調査官の多忙感はどうなんですかね。3か月や4か月の間に面接してどれくらいできるのか、どこでできるのか、1回どれくらいなのか、やっぱり全国で1600人しかいないんですよ。ですから、そこをここできちんと話をし、結論的には調査官増員というところに私は行っていきたいと思っております。多忙感を語っていただきたいんです。

□

ありがとうございます。そうですね、やはりなかなか必要なケースですということにならざるを得ないかなと思っています。先ほど御説明させていただいたように、いたずらに観察期間を持つというのは、子供にとってマイナス面もありますので、必要だと考えられるケースについて裁判官の了解を得た上で、裁判官の判断で試験観察をします。実際、試験観察期間にどんな活動をしているかという点ですが、やはり、その少年には家での生活を立て直してもらおうということも一つ大事な目的

にはなってきます。仕事をしている少年であれば仕事を軌道に乗せる，学童であれば家庭での生活を軌道に乗せるというところがありますので，そこでのバランスを取りながら，面接時間を確保するということをしております。ですので，典型的な例ではないかもしれませんが，例えば初期には，こまめに面接を重ねて軌道修正し，軌道に乗せるための方向付けをする，あるいは課題をまめに確認して，できているかどうかを電話で聞いたり，指導したりしていく，ただそこが軌道に乗ってくると。

○D (2)

こまめってどれくらいの頻度ですか。週一とか，2週間に1回とか。

□

それぐらいですね，週一ぐらいです。

○D (2)

週一って，すごいですよね。結構，頻度高いですよね。大変ですよね。

□

そうですね，学校生活や仕事の中で時間を作ってもらおうという，しかも午前9時から午後5時までの間で時間を作ってもらおうということになると，大体それぐらいになるかなと思います。

○D (2)

最高でも週一。

□

はい。その後は、やはり終局後を見据えてということになりますので、この子が調査官の手を離れても大丈夫なのかどうかという点も見極める必要がありますので、少し間隔を置いて面接を重ねるということになるかと思えます。2週間に一、二回になるかとは思えます。

○D (2)

全ての試験観察のケースで、そんなに頻度高くできていますか。

□

私の周辺のケースしか把握していませんけれども、そのようにメリハリをつけて、工夫してやっているかなとは思えます。

○C (2)

試験観察ってどのくらいあるんですかね。少ないんじゃないかと思うんですけど。

○D (2)

ケース数が一時よりは減っていますよね。

□

少ないですよ。そんなには多くはないです。今1人1件あるかないかですよ。

○D (2)

少年係の調査官、何人おられるんですか。

□

7人おります。

○D (2)

7人おられて、大体7件ぐらいか。

○B (1)

全体の中の何パーセントぐらいが、そういう濃厚な関与をするものなんですか。

□

試験観察率ですか。1%を切っていると思います。全体の数からいうとですね。

○D (2)

もう一回話を戻しますけど、多忙感はないんですか。やっぱりお願いしても、なかなか都合が付かないから行けていないとか、できてないっていうことが多いとか。それはでも、さぼってらっしゃるんじゃないと思うんで、ちょっとお聞きしているんです。

○F (3)

例えば少年だと常時何件ぐらい案件を持たれているのですか。

□

ここ数年で、だいぶ減ってきております。少年事件の減少によって、こここのところはだいぶ減ってきておりまして、今、月に新受事件の数としましては、十五、六件となっております。

○B (1)

1人が。常時それぐらいは抱えていると。

○A (1)

調査官の一般的なイメージが知りたいと言われたら、テレビなんかのイメージでは、頭の堅い裁判官がいて、人情のある調査官がいて、調査官が一生懸命言うんだけど、なかなか負けてくれないみたいな、何かそういうテレビのイメージがあるんですけど。現実的には調査官の言うことはやっぱり、それだけの力を持っていて、そのデータを中心に裁判官は判断されることが普通なのかどうかという、そういう一般的なことを聞きたいです。

○C (2)

そのとおりじゃないですかね。調査官が最初から最後まで、裁判の結論が出るまでの調査は全部されるわけですよ。それを基に裁判官は判断されているというのが現実だと思っています。弁護士の立場としては。

○A (1)

やっぱり、そういうすごい仕事ですよというイメージ。

○C (2)

大変だと思いますよ。調査官の仕事というのは。

◎

裁判官と調査官がよく協議をして、今日みたいにいろいろ議論をした上で、少年にとって何が良いのかということをもみんなで考えていく。それは、どの裁判官もやっていると思うんです。

○C (2)

そうですね、随時、裁判官と相談しながらやられていますよね。

○G (1)

客観性というのをさっきおっしゃいましたけど、アセスメントをするときに、いつも担当している調査官以外の調査官とも、ケース会議を随時なさったりするんですか。

□

調査官というのは、組という単位で動いておまして、主任調査官はリーダー役として、大体三、四人ぐらいのチームで動いています。その中で、必要なケースは共同調査という形で一緒に担当したりもしますし、それ以外のケースでも主任の方がサポートしながら、その組の中でケースも検討して、担当調査官が裁判官に報告することになるんですが、そこに、こういう切り口もあってもいいんじゃないかとか、こういう見方もあるんじゃないのかとか、そういったカンファレンスをしながら、調査を進めております。それは、ケースの関与が終わったところではなくて、随時かかわりをする段階であるとか、かかわりの途中の段階で、ポイントになる時期に逐次、ケースのカンファレンスをしているという形になります。そこで、1人だけでは見えない視点を入れると、客観性を向上するというふうに思っております。

○G (1)

関係機関との連携というところで、いろんな機関と連携をしているわけですが、家裁調査官がそれぞれのところに調査に行くというイメージに見えるんですが、先ほどの少年院だったですか、そういう関係者が集まって協議するというようなものはあまりないということですか。

□

関係者が集まって行う会議というのは、その特定のケースということになりますと、先ほど御説明した、申し上げたように少年院が招へいするようなケース検討会というものが考えられるかなと思いますが、それ以外はちょっとやらないかと思えます。

○C (2)

今のは処遇後の話ですよね。処遇までに、そういう一同に会してというのは、ないですか。

□

処遇前は、まだ処遇が決まっていない段階ですので、そうですね、鑑別所ぐらいかなとは思いますが。

○G (1)

それぞれのところに調査に行かれると思ったらいいいですね。連携機関とはいっても、それぞれに調査に行かれる。

□

そうですね。処遇を決める段階で、裁判所がいろいろな機関から情報をいただいてという形になっているんです。

□

このあたりは、裁判の中立性や独立性と、すごく密接にかかわっているところかなと思っております。決定までのところで、いろんな機関がその少年のことについて話をするという事は、ある意味、少年の方からすれば疑問が生じてくるようなこともあります。そういう意味で、連携には慎重になります。

○D (2)

質問ですけれども、関係機関との連携というところで、私は、弁護士として付添人をしてることがあります。私たちは、調査官がどのような調査をされていて、どんな御意向をお持ちかというのを非公式にですけれどもお聴きして、私としてはこれがいいとか言いながらやりますし。技官さんにも会いに行つてどうですかねつて聞くんですが、もう今日の今日まで、技官さんは技官さんでやっていて、調査官は調査官でやっておられると思っていたら、カンファレンスを持っていると今日言われたんで、このカンファレンスというのは、どんなものなののでしょうか。私らが事実上聞きに行つて相談するような程度のものなのか、結構、公式なものなののでしょうか。考えてみたら当たり前なんですよね。お互いどんな感触ですかと相談し合うのは。だいたい技官さんが一番厳しく、私らが一番甘く、調査官さんがその間という感じなんですけど、カンファレンスってどんなものなんですか。堅いもんなんですか。

□

面接で得られた情報とか、調査官が持っている印象みたいなところと、実際に鑑別所で生活している状況、そういうようなものがイメージとして一致しているのかどうか、そのあたりの情報を交換する、また、鑑別所の技官とすれば、家庭の様子であるとか、面会に来たときに話は聞かれることもあるかと思うんですけれども、それだけではなくて、そういう情報は我々が持っているんで、そのあたりのところのお話をさせてもらう、そういうことですね。

○D (2)

まさに、事実の調査の中で間違いがないように、こうクロスチェック的な確認のカンファレンスがあるという意味なんですか。分かりました、ありがとうございます

す。

○E (1)

さっきの調査官の多忙感の話ですが、私は岡山家裁で10年ぐらい、少年事件のケース研究会を毎年引き受けているんですが、特に少年の場合は、もう少し会ってあげられたら、少年が調査官に対して、本当の姿をもうちょっと見せられるようになるんじゃないかなというふうに思うことが多いですね。でも、やっぱりそのことを御提案するときに、忙しい、回数がなかなか重ねられないというような、そういう限界性が出てくることが多いような感じがします。だからやっぱり調査官って本当に人数を増やさないといけないんだろうなと本当に思います。

○H (1)

私、教員という立場なんですけど、ある意味、我々教員が子供たちをしっかりと理解して、目の前で起こっている行動や背景であるとか、その生育歴であるとか、縦軸横軸を組み合わせながら理解しているところを、子供ですからいろんな問題を起こしていく、その軽重によって、法に触れる者もおれば、教育の中で立ち直らせるというのもあるんですが、調査官が似たような立ち位置で子供たちを見てくださっているんだろうなというのは非常にありがたいなと思いました。

そういう意味で、特に問題を起こした子供たちの理解をして、その子の立ち直りのために、どういう処遇をすべきか、処遇後のことも見据えてやっていただいているということであると、少年院に送致されたり、きちんと処遇された者は、そういう機関につながってくる。一方で、そうでない子たちもたくさんいると思うんですよ、不処分であったりとか。そういう子たちの処遇に至るまでの、皆様方の調査の結果であるとか、理解であるとかということ、しっかり連携して、お伝えいただくということも、していただいているのかなと思いながら、より積極的にしていただくようになっていくと、教育の場で、もっと立ち直り、再犯の防止ということは、し

っかりできていくのかなと思っています。

本当に重たいケースというのは、専門のところに委ねていって、もっと広い範囲で勉強していかなければいけないと思うんですけど、教育の部分というのは、皆様方のお仕事の後を引き継ぐ場としては、非常に大きな役割を担っているのではないかなと思いつつ、こういう処分になったという結果は割と聞くんですけど、本来ならばそれを教員がしっかりと見極めてやっておればと、もっと教員しっかりしろということもあるんですけども、問題を起こした子供たちの理解について、よりそういう情報を入れていただいて、その後のことをしっかり連携していくという意味でも、もっとたくさんいていただけるといのは、教員もいいですし、先ほどこの御提案があったこのお仕事をどう広めていくかということであるときに、教育の中で、仕事の理解をさせるこの職を選ぶような子供たちを育てていくという意味で考えたときに、裁判官のお仕事ですか弁護士さんのお仕事っていうのはキャリア教育の中で割と扱っていると思うんですけど、この調査官のお仕事ってあまりテーマになっているとは聞いてない、ただ難しいですよ、お仕事の内容が。

○D (2)

しかも、1600人ですからね。

○H (1)

お仕事の内容が特に、離婚調停や親権をどうするかとかいう、まさに当事者の子供がクラスの中にあるようなことが増えていくという中で、なかなかそういうことを取り上げて、仕事紹介だとかはできないかもしれないけど、教員たちは、調査官のお仕事というのは、非常に共感を持って話を聞くことができるのではないかなと思うんです。そういう意味で、いきなり子供たちへの仕事紹介、仕事選択のキャリア教育に直接出向いていただいて、お仕事を紹介していただくようなことはちょっと難しいかもしれないんですけど、教員たちに、もっともっと皆さんの仕事の内

容を理解していくように、教員の研修なんかにお力添えいただくとか、こういうケースのときに、子供たちがこういう背景でこういう調査をして、こういうふうに対処決定しました、あるいはこういうことを願っていますということをお話いただくというのは、教員が皆さんのお仕事を理解して、教育にも役立ちますし、ひょっとすると教員の側から、そういう仕事の大切さ、重要さ、ある意味教員になる道につながっていくかもしれないけども、子供を育み育てていくという観点でいくと、そういうお仕事の話をしていただくというのは、仕事紹介の方向性、ターゲットとしてはあるのかなと思いました。またそういう意味では連携をとらせていただければありがたいなと思います。

◎

I 委員はその関係機関との連携ということに関して何か御意見ありませんか。

○ I (1)

児童相談所ということで、児童福祉司、児童心理司ということで御紹介をいただいて、その福祉援助の中で、調査官の方がやられていることと福祉司と心理司がやっていることというのは、本当に重なっているなということを感じました。福祉司がソーシャルワーク、保護者対応、子供とも対応しますけども、保護者を中心に、家庭調査で、心理司が子供自身の把握というか、そういうような形で、ソーシャルワークの中では、こういう役割分担をしているんですけども、調査官の方は、最初に御紹介があったように、いろんな専門分野をベースに、2年間の養成課程はあるにしても、すごいマルチにというか能力を求められて、先ほど定められた期間の中でアセスメントをしていって、直に接するのは調査官だけなので、ケースカンファレンスで、そのスーパーバイザーを受けられるにしても、そのベースのアセスメントのところは、かなりその調査官の方の能力によるところが大きいという意味で、すごい専門性が求められるなというのは改めて感じていて、その上に子供との関係

とかいう形が求められてくると、本当にこの人数では対応できないというか、この人数分をまたそういうマルチな専門職を養成していくというのも、今も御苦労が多いのかなと思ったりしました。

○F (3)

調査官になるのに、年齢的な資格制限はあるんですか。

□

受験資格が29歳までという年齢制限はございます。

○F (3)

いわゆる中途採用の調査官というのもそれなりにはいるんでしょうか。

□

そうですね。多くはないですけども、ほかの職を経験して調査官を受験してという方は、ちらほらいらっしゃいます。

○F (3)

その人材確保の点で、中途採用に道を開くのはどうなのかなとちょっと思ったんですけど。例えば公務員だと、近接する領域で教員とかケースワーカーとか警察官とかありますし、民間では社会福祉士とかあると思うんですよね。調査機関を持っている国の組織というのはいっぱいありますし、捜査機関もそうですし、国税局も労基もそうですけども、お聞きしていると、家裁調査官は本当に人間そのものを扱っていくという仕事なんで、割とそれまでのバックボーンが生きる仕事なのではないかなと思いますので、むしろ社会経験を積んだ人のほうが、仕事を全うできるんじゃないかなというふうに思いました。

○E (1)

年齢的にも、幅広い年齢の方がいてもいいというふうに思いますね。あらゆる職域の方が入ってもいいんじゃないかなと思います。

○B (1)

さっきからずっと話題になっていますが、何か、やっぱりせっかく調査したときの人間関係とかその得られた情報がどのぐらいその後に伝わるのかという、もちろん判断にとっては非常に大事なんでしょうけど、何かすごくもったいない情報だなという感じがあって。そこがやっぱり生かせるような意味では、例えば、今思いついたんですけど、家裁調査官ではなくて、家裁支援調整官とかみたいな形で、ちょっとその後の調整、情報の流れが、その同じ人がやるのかどうかはよく分かりませんが、何かそういう役割みたいなものがあると、何かもうちょっとスムーズに、その大変な人なんかへのハブのような形で、支援なんか生きてくるのかなとか思いました。本当にいい働きをされているなと思うんですけど、少しそういうマルチなのが、決定だけで終わるのも、ちょっともったいないなという感じはしました。中立性の問題とか、いろいろあるのかもしれませんが。

○C (2)

調査した結果なんか見られるんですけど、ほとんどね。

○B (1)

そのあたりは、どうしても落差とかどうなのかなと、大変気になっちゃうんで。

○C (2)

見えない状態で決定が出るわけじゃないんです。大体分かるんですよ。

○B（1）

例えば、学校の方とかが。

○H（1）

取りに行くというところまで、なかなか学校としてはできていない、もう処分の結果はもちろん、処分の結果はもちろん情報として入ってきますね。当然、学校に帰ってくるのか、席が移るのかといったことも当然ありますし、親権の問題なんかは直結しますよね。在籍校はそのままなのか、母親とともに、親権者とともに、どこかに転居するのか、だったら転校の手続をとらないといけない、処遇後の事務的な部分での情報は入ってくるんですけども、もしその子が継続的にその該当校にずっと在籍して、高校であり中学であり卒業するまでいるとなれば、本来ならば学校の教員がこのような視点を持って生徒の理解をしていかなきゃいけないと思うんですけど、その視点と、問題を起こしたことによって調査官さんが調査をされた背景と組み合わせていけば、よりこう再犯率であるだとか、立ち直りについても、説得力を持って子供にも指導でき、保護者とも連携できるのかなという思いは持っています。それも積極的に我々が、おっしゃるように、取りに行く情報はたくさんあるんだと思うんですけど、どこに取りに行ったらいいのか分からない。

○B（1）

司法の領域に情報が限られちゃっているんじゃないかという気がするんですが、それがもうちょっと学校とかにうまく流せればいいのかと思うんですけど。これは別に司法と学校だけの問題ではないんですが。

○I（1）

少ない例ですけど、家庭裁判所から児童相談所へ送致とかしていただいた場合に

は、子供さんについて、経過を本当にすごく丁寧に評価された分厚い資料が原本で送致という形で来て、それを基に支援していくんですが、もちろん、情報がどんどん広がっていくというのは、難しい問題があると思いますが、そういう情報というのは、その子供、家庭に対する支援の上で貴重なものなので、それを限定的にでも関係機関が活用する方法がないかということについては、考える余地があるのかなと思ったりします。

◎

少年事件の特殊性というところも考えなければいけないのかなというところがありますね。関係機関とそういう情報の共有とかあるのかもかもしれませんが、あまりこう広げると、少年のプライバシーの問題もございしますので、なかなかそういう難しい部分も、他方においてはあるのかなという気もしますけれども。

○C (2)

私は被害者の支援組織の代表をしていますが、被害者のことについて、特に少年事件の中で、万引きはあまり関係ないと思います。簡単な傷害事件はあまり関係ない。重大な殺人事件とか、重傷事件、あるいは一番はやっぱり性被害だろうと思うんですよ。この性被害について加害者の非行少年、非常に多いんですけれども、非行少年だけから調査すると、もちろん被害者も調査されると思うけれども、あまり被害者から聞いていただいているのかどうか分からないなという。特に意見陳述の機会は確かにありますけれども、それは言う人はほとんどいないんじゃないかと。

そういう機会があるということを知らない人が多いし、それは与えていただかないと、言っただかないとまずやらないだろうと。これを調査官に言う場合もあるし、裁判官に言う、書面を出す場合も、三通りあるとは思いますが、そういう機会がはっきりあるということを被害者にも言っただかないと、特に性被害の場合は精神的なダメージが非常に多いです、長期間続くという点から考えると

ね。そこで意見を言うということが、被害の回復にもつながるんですよ。この辺は、裁判所もあまり理解されていないんで、ただ非行少年のためにやればいいという、確かに制度はそうかも分からないけど、そこはやっぱりはっきり言って、機会を与えていただいて、それで言ったということだけの満足感というのは多いんで、その辺を何とか工夫していただいたらと思っているんですけどね。

◎

J委員は、何か、先ほどの裁判所からお聞きしたいことということで、何かいいアイデアや御意見等ございませんでしょうか。

○J（1）

アイデアというのはほとんど持ち合わせていないんですが、認知度とか人材確保の話で言いますれば、最初に御説明があったように、確かに私も話を聞くまでは、社会福祉であったりとか、法律であったりとか、あるいは心理学、そういった専攻をしている人が調査官の道に進んでいくんだらうなという印象を持っていたんですが、非常にそういう面で間口が広いというところは特徴としてあるんじゃないかと思うんです。だからそこは非常に調査官の入口としては、いろんなジャンルの方がこうやって働いてるんですよというのをアピールするのは、一つの術なんかじゃないかなというのは感じました。

ただそうは言いながらも、一方で大変な使命感を持ってやらないと務まらない仕事でもありますので、間口だけを勝手に広げても、いい人材が集まるかどうかは、ちょっと分からないんですが、本当に間口の広さとともに、そうは言いながらこういった大変な仕事ですというのも同時に訴えていき、かつやっぱり今の若い子なんかは、うちに入ってくる若い記者なんかでも同様ですけれども、なかなかやりがいとかだけで仕事をやっていくような時代ではなくなってるなと常日頃感じていますので、そういう面では、本当にあけすけな話ですけど、待遇面であったりとか、そ

ういうことも事あるごとに機会があれば話をしながら、こういう仕事です、こういう待遇です、でもいろんな人がやっていますということに合わせてどんどん外に出していくと、志望者がまた増えていくのかなと。先ほどF委員もおっしゃられたように中途採用なんかも非常にいい手だなと、個人的には思いました。

○E (1)

学生さんに、家裁調査官は本当にいい仕事だから受験しなさいと毎年勧めるんですが、やっぱり合格枠が非常に狭いですから、その割には試験勉強しっかりしないといけないので、試験勉強にこんな時間かけても受かるか受からないか分からないですし、私やめますと言います、学生は。ですから、本当に良い人材も定員枠があまりにも少なくって、他に逃げている、そういうリスクを負わないというふうな傾向があるかと思うんですね。本当にもう少し定員の枠を広げたほうが、かえっていい人材が集まってくるかもしれないかなという気がします。

○C (2)

減っているんですか。以前と比べたら、調査官の数。

調査官の数は減ってはおりません。

○C (2)

減ってはいないんですか。事件は減っている。

少年事件は減っています。家事は増えております。

○E (1)

受験者は減っているんですね。

受験者は減っております。

○D (2)

話が少年から家事に移りますけど、家事事件の代理人とかしていると、やはり調査官に入ってほしいなというケースが非常に増えているので、需要はあると思っています。なので、やはり、ここではそれこそ家庭に平和をもたらすために調査官の増加が必要だと思います。

○B (1)

待遇と関係するんですけど、異動は全国ということになりますか。

基本的には全国です。

○B (1)

例えば、今いろんなところに異動する、遠いところに行かされるのが嫌だから、県に受かっても市に逃げるという方がいるんです。そういう意味では県ごとに採用枠を作るとかというのはどうなのかなと思って。それから、例えば県に残るんだったら、何か優遇でちょっとお金を出しましょうとか、何かそういうふうなのがあったらいいのかなと思ったりもしました。

○J (1)

今、本当に民間でも同じようなことがありまして、転勤をやっぱり敬遠するという嫌いがありますよね。ですから、会社によっては本当に二重の採用、仕組みでも転勤をしない採用の枠と、転勤ありだけでもそのかわり待遇はいいですという枠を設けての採用、そういうのも必要なんだろなという気がしますね。

○G (1)

調査員さんの男女比率はどのくらいなんですか。

□

新採用は4分の3近くが女性になっております。

○G (1)

じゃあ、なおさら、転勤があると、やはり敬遠されかねないですね。

□

はい、大都市圏の出身者にこれが集中しておりまして、東京首都圏それから京阪神圏がほとんど、そのバランスの悪さというのが一番のネックですかね。

○E (1)

わずかに受験した学生が、30万円ぐらいの通信教育の予備校に入って勉強して、でも落ちたっていう。それぐらい結構本気で勉強しないと合格しませんから。

○A (1)

そういうのもあるし、転勤はある、合格率は低いとなると、本当に何かメリットがないと。

じゃあ、調査官になった人たちは何でなったんですか、私はこういう思いでなり

ましたということしか、逆にアピールしてこないかなと思うんですけど。使命感だとか何かあるんですか。

□

私自身は、やはり仕事内容に一番関心があったので、先ほどのE委員のお話にも関係しますけれども、変わってもらえる可能性があるという仕事にすごく魅力を感じて受験しました。そのときは転勤があることは分かっていたんですけど、その魅力の方が勝ったかなという感じではあります。最近の方がなぜ受けているのか、また聞いてみたいと思います。

□

私が、研修所で教官をしていたときの感覚だと、やはり人の役に立ちたいという、純粋にそういう動機で受けられる方はかなり多いですが、ただし裁判所の仕事と福祉の仕事とかを明確にこう切り分けているかというのと、どちらかというのと、福祉的なかわりを志望されている方が相当いらっしゃって、首席調査官がおっしゃったように、裁判所の中立的な立場で裁判官の判断の役に立つというあたりについては、研修所で学んでいるうちに身に付いているというところではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

□

志望動機としては、人とかかわる仕事で人の役に立つ仕事と大きく捉えていらっしゃる方がいるのかなと思います。先ほど御説明したようなバックボーンに基づいて、やはり心理学であったりとか、教育学であったり、そういった分野の方であれば、特に子供とかかわってというところが先生方に共通しているのかなと思うんですけど、その中で一つ魅力を持っていただいた仕事なのかなというふうに思います。法律のバックボーンの方とはちょっと違って、やっぱり裁判の仕組みというのは学

校で習った程度しか理解しておりませんので、そこは研修所に入ってから身に付けていくものだというふうに思っております。先ほどおっしゃっていただいた間口の広さというところも非常に参考になる御意見だと思っております、やはり人間的な魅力というのも、一つはかかわりには大事なところになるのかなと思います。人間的な広がりとか、そういったものも生かせる仕事だということは、アピールのポイントとして言っていくのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

○A（1）

いい仕事ですよ。それを、どうアピールできるかと。教育学部の生徒さんとか、そういう方が多い。

□

心理学、法律学は、まあまあ多くはいるんですけども、教育学部出身の方もいらっしゃる。

○B（1）

育成とはまた違うんですけど、先ほどケースによっては、その後のフォローとして面会もされるというふうな話でしたけれど、これはあくまでも、今時間も空いているし、気になるから行こうということで、制度的なものではないんだけど、ちょっと行ってみるといような感じで行かれているんですかね。そのフォローアップとか、モニターができる、その判断が正しかったのかどうかということが、ある程度そのチェックできるのかとかですね。

□

それは、法律で同行視察という制度がありまして、その枠の中で、おっしゃられたように、やはりこの少年の審判の後の処遇が気になるというケースについて、特

に行かせていただいているということになります。

○B（1）

それは、数的にはどのくらいあるんですかね。

□

そうですね、やはり調査官の稼働数にもよってくるんですけども、個人的には、やはり少年院に入った少年で、その後の経過が気になるというときには、なるべくその少年には会いに行くようにしております。

○B（1）

これはアピールとも関係するんですけど、そういう機会をなるべく増やして、例えば先ほどの学校のケースとかでも、そういうところにもなるべく、その後どうですかみたいな連絡をまめにとるとか、可能な範囲で。そういうのを増やすと、何かいろんな機関とのつながりとかが分かってきますし、他の学校なんかもこんなことやってるんだというようなことが割と分かりやすくなるんで、そういう意味では周知を図るという点でも、意味があるのかなという感じはしました。人数との関係がありますので、どのくらいやればいいのかというのはありますが、なるべくそういうことで気にかけてくれるんだなと思って、学校の方もそこで情報を得られますし、いろんなやりとりもやりやすくなるのかなというふうに思います。

○E（1）

スクールカウンセラーと、学校がつながっている件ですが、私も中学校のスクールカウンセラーをしているんですけども、事件を起こした少年は、なるべく早いこと、例えば不処分になったりしたら、学校には、そっとしておいて、あとは穏便に静かにしておいてくれと親も思ったり、本人も思ったりすると思うんですね。そ

れで、家裁から、この子は不処分になりましたから学校よろしくというふうに伝えたりとするとすることは、その中立性の問題とか個人情報の問題があって難しいと思うんですが、本人に、これからスクールカウンセラーの先生とかに相談したらいいよとか、もう家裁とは離れてさようならするけども、スクールカウンセラーの方にも相談したらいいときもあるよというような情報の流し方というか、本人にそのようなことを勧めてあげるというのもヒットする場合もあるかと思うので、そのような勧め方もして下さってもいいのかなという気がします。

○H（1）

学校と警察との間では協定を結んでいまして、学校ケース連絡制度もありますので、逮捕案件とかな場合は特に協定を結んでいて、それ以外の犯罪に至らない行為でも、情報連携しなければいけないというような相互にやりとりするという協定を結んでいて、報道発表される、されないような情報、個人情報なので、本当は以前だと入って来なかったような、そういった子供たちの情報というのは割と教育もつかんで対応しています。どちらかという、保護者の方が、それこそ性犯罪であったりとか、報道発表されなかったような事案に関していうと、あったことは分かっているんだけど、保護者もしくは当人から申出がない限り、学校がつかめないまま、学校としての処分や教育ができないままということは往々にしてあります。

そこを何とかしなきゃいけないということで、協定を結んで情報連携を進めているということがあるのですが、そういう意味でも、司法のサイドともひょっとすると、そういう協定的なものを結んで、情報連携やお互いの守備範囲内で必要な情報はやりとりしていけるような仕組みというのも今後必要になってくるのかなという思いはありますし、そういう時代になってくれば、よりありがたいなと思います。今は割と、特に警察サイドからの情報はいただけるようになっていきますし。進めていけたらなという思いはあります。

家事事件についても、教育では非常に大きな課題だと思っていますので、家庭の

問題が子供たちに大きな影響を与えていると思いますので、そういう意味でも積極的に連携し、たくさんの方がかかわっていくというのは必要だなと思います。そこに手が届かないから、なかなかうまくいかないケースが教育の中でもたくさんあるなど思っています。ただ、採用というところ、教育の世界からこちらのルートにというのも少ないと言われましたが、あるのであれば、教員には子供が好きで、子供にかかわっていききたい、子供が好きだけではなくて、本当にしっかりと子供を育てていきたいという思いがある人に調査官を紹介するのもあるのかなと思いますので、教育サイドへのアプローチというのは、教員養成系の学部でありますとか、教育心理学をやっている子供たちというのは、教育も心理も両方学んでいますので、大学との連携を進めるといいのかなというふうに思います。それで、教員に有望な人材が減っていくのは、それはそれでちょっと問題なんですけども、お互い切磋琢磨しながら、より良い人材をたくさん確保していけばいいのかなと思っています。

◎

よろしいでしょうか。そろそろ時間が参りましたので、このあたりで本日の意見交換会は終了させていただきたいと思います。本日もまた、いつもどおり熱心な御討議いただきまして、ありがとうございました。家裁としても参考になるところ大であったというふうに思います。